

20町子保第2228号

2021年 1月12日

教育・保育施設をご利用の皆様へ

町田市子ども生活部保育・幼稚園課長

櫻井 敦

### 国の緊急事態宣言を受けての保育所等の対応について

1月7日「国の緊急事態宣言」が発令されましたが、休業要請の対象となる範囲が限定的であること等から、登園自粛をお願いすることなく今後も保育を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染再拡大の折、皆様一人ひとりの感染拡大防止の徹底が大変重要になっているところ  
です。

あらためて、感染拡大防止策についてお知らせいたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

#### 1 お子様の登園について

お子様に以下の症状があるときは、お預かりはできませんのでご了承ください。

- ・発熱があるとき

解熱後24時間を経過していないとき（経過後も呼吸器症状が改善傾向とならない場合はお預かりできません。）

- ・発熱がなくても、咳や鼻汁などの風邪症状がある場合や、普段と違う様子が見られるとき

上記の場合は主治医に相談してください。主治医の診断により、ぜん息など呼吸器症状が感染症のものでない場合は登園可能です。

※保護者の皆様につきましても、体調がすぐれない場合の送迎はお控えください。

#### 2 在籍園へのご連絡について

園児又は同居のご家族が濃厚接触者と特定された場合、PCR検査を受ける場合、PCR検査結果が判明した場合は、在籍園に必ずご連絡ください。

#### 3 臨時休園に備えて

園児や施設職員が新型コロナウイルスに感染した場合、保健所の調査の結果によっては感染拡大防止のため、施設の一部又は全部を急きょ休園せざるを得ない場合があります。臨時の休園の際についても、日頃から、就労先等と相談し備えていただきますようお願いいたします。

なお、園児が濃厚接触者と特定された場合、健康観察期間として2週間程度登園を控えていただくこととなりますが、この間の3号児の保育料は日割り計算し減額させていただきます。

#### 【問合せ先】

子ども生活部保育・幼稚園課

電話：042-724-2137